

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第51号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の順位)</p> <p>第6条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。<u>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。</u></p> <p>(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>1から4までの項</u>に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、<u>指定管理者が調整を行い</u>順位を決定する。</p> <p>(2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>5から8までの項</u>に該当する場合 申請の順序とする。</p>	<p>(許可の順位)</p> <p>第6条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>1又は2の項</u>に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、<u>相互に協議を行い、調整がつかない場合は、抽選によって</u>順位を決定する。</p> <p>(2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、<u>3から7までの項</u>に該当する場合 申請の順序とする。</p>
<p>(特定施設及び備品器具の利用料金)</p> <p>第11条 条例別表第1に規定するドームの特定設備及び備品器具の利用料金の<u>上限額</u>は、別表第2に定める額とする</p>	<p>(特定施設及び備品器具の利用料金)</p> <p>第11条 条例別表第1に規定するドームの特定設備及び備品器具の利用料金は、別表第2に定める額とする。</p>

<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 別表第2中1回とは、条例別表に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。</p> <p>2 <u>照明装置を半時間利用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50とする</u></p> <p>3 <u>備考に規定する場合において、利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>別表第2 (第11条関係)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>備考</p> <p>別表第2中1回とは、条例別表に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市ドーム条例施行規則別表第2の規定は、同条の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)